

今 富 の 歴 史

概説

今富の名は、若狭国衙在庁官人の仮名に由来すると考えられる。「税所今富名領主代々次第」によれば、税を扱う役所があり、そこには地頭がいた。その領主は、鎌倉初期の最有力在庁官人であると同時に御家人でもあった稲葉時定で、建久7年(1196)にその領地を頼朝に没収された後は、若狭忠季が領主になった。安貞2年(1228)からは北条氏が、寛元4年からは北条得宗家が領地した。

文永2年(1265)の今富名の面積は55町100歩。そのうち富田郷に37町5反三方郷に3町3反、青郷に6反と「若狭国惣田数帳」に見えている。

年表

建仁 3年(1203) 12月22日

若狭忠季所領の内、今富名・国富名・前河荘など遠敷・三方両郡 16か所は二階堂行光に、太良保・瓜生荘など遠敷郡 9か所は中条家長に与えられる、守護職次第

弘長 3年(1263)

北条時宗が若狭国衙税所今富名の領主となり、伊賀光政がその代官となる、税所次第
正慶 2年(1333) 8月1日

洞院公賢若狭国司となり、旧得宗領税所今富名の領主を兼ねる、税所次第

観応 2年(1351) 2月1日

足利尊氏、本郷家泰に坂井郡春近郷地頭職半分、佐々木道誉に若狭国税所今富名などを給与、本郷文書-24、佐々木文書-2

文和 4年(1355)

大島八幡宮に対し、若狭守護細川清氏より税所今富名の入船馬足料が寄進される、塚本弘文書-1, 2

貞治 3年(1364) 3月26日

税所今富名を山名時氏が獲得し、政所屋と宿をそれぞれ間の心性と道性のもとに置く、税所次第

明德 2年(1391)

一色範光の子詮範、若狭守護となり税所今富名を得る、また代官小笠原浄鎮・又代官武田浄源、小浜の間の左衛門三郎の宅を宿とし政務を執る、守護職次第、税所次第

応永 4年(1397) 9月17日

小笠原長春、守護代と税所今富名又代を兼ねて小浜に居住、税所次第

応永 6年(1399) 6月25日

今富名代官に石河長貞が就任し、又代官として片山行光(光蓮)が若狭に入部する、税所次第

応永 20年(1413) 1月22日

今富名代官の石河正寿が死去し子息の石河長祐が代官職を継ぐ、税所次第

応永 21年(1414) 2月18日

三方範忠(常忻)、税所今富名代官となる、税所次第

寛正 2年(1461)

遠敷郡今富荘、文安年間の地震ののち遠敷郡太良荘半済代官が敷設した埋樋により田地に損害ありと訴え相論となる、東寺百合文書ハ-326

寛正 4年(1463)

遠敷郡太良荘、埋樋口を今富荘が塞いでいることを訴える、東寺百合文書ハ-328

文明 8 年 (1476) 7 月 6 日

池田定員、文明元年に小浜問丸中西次郎衛門から買得した今富内小石丸名の安堵を幕府に申請, 政所賦銘引付

享祿 3 年 (1530)

この年秋、武田氏が内裏進懈怠段銭と称し、遠敷郡今富の寺社・百姓に段銭を賦課する, 羽賀寺文書-27

寛永 19 年 (1642) 8 月 20 日

酒井忠勝、尾崎村で川狩りし、その後妙楽寺に望む、忠勝公在国日記

寛永 19 年 (1642) 9 月 1 日

酒井忠勝、尾崎村で川狩りし、その後長源寺の後住に謁を給う、忠勝公在国日記

延宝 4 年 (1676) 酒井忠隆、鳥狩を多田村で催す

貞享 4 年 (1687) 1 1 月

妙楽寺、書をもって寺領の回復を願う、妙楽寺文書、

元禄 13 年 (1700) 7 月 30 日

妙楽寺本尊ご開帳の資として寺領に山林伐採を請う、妙楽寺文書

正徳 2 年 (1712) 8 月 15 日

酒井忠音、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

享保 4 年 (1719) 8 月

野代村取立六讚堂、野代と生守村共同の寄合堂とすることを請う、妙楽寺文書

享保 5 年 (1720) 8 月 10 日

妙楽寺、生守洞源寺と野代村寶蔵寺の田地で争う、妙楽寺文書

享保 6 年 (1721) 1 月 22 日

生守洞源寺、野代村妙楽寺と野代村庄やを訴える、妙楽寺文書

元文 2 年 (1737) 2 月 15 日

酒井忠存、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

寛保 2 年 (1742) 3 月 11 日

酒井忠用、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

宝暦 4 年 (1754) 2 月 24 日

妙楽寺、桂木村興禅寺と争いあり、妙楽寺文書

宝暦 9 年 (1759)

酒井忠與、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

宝暦 11 年 (1761) 9 月 17 日

妙楽寺観音堂再建でき、入佛供養行う、妙楽寺文書

明和 4 年 (1767) 10 月 1 日

酒井忠貫、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

安永 6 年 (1777) 2 月 24 日

野代村庄や六所宮の再建を請う、妙楽寺文書

寛政 2 年 (1790) 8 月 1 日

府中村孫太夫、遠敷村で打擲にあい、その日に処断する、神宮寺日記

寛政 9 年 (1797) 9 月 4 日

府中東市場等の馬持衆、熊川の馬持と運搬費で争う、新道区有文書

文化 4 年 (1807) 9 月 1 日

酒井忠進、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

文化 4 年 (1807) 10 月

野代村人某、忠貫の法会を機会に空印寺・心光寺に赦免願を要請する、妙楽寺文書

文化 4年(1807) 1 1月

府中村で火事、荒木家文書

文化 6年(1809) 1 1月 7日

府中村庄屋治郎右衛門の勸功を賞し田地を給う、東野家文書

文化 11年(1814) 9月 2 7日

野代村巖島神社の社殿再建の許可を請う、妙楽寺文書

文政 1年(1818) 8月擲

生守村氏神の社殿を建て替える、妙楽寺文書

文政 2年(1819) 4月 1 4日

栗田慶林寺と奈胡竜雲寺が栗田観音のことで争い、洞源寺・発心寺が調停する、羽賀寺文書、

文政 12年(1829) 9月 1日

酒井忠順、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

天保 6年(1835) 9月 1日

酒井忠義、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

天保 10年(1839) 9月 2日

妙楽寺と桂興禅寺が長田寺薬師如来のことで争い調停なる、妙楽寺文書、

天保 13年(1842) 2月 1 8日

酒井忠義、尾崎村川原にて調練をみる、村方日記帳

天保 13年(1842) 6月 3日

酒井忠義、尾崎村で植付けをみる、村方日記帳

天保 14年(1843) 4月 2 3 8日

酒井忠義、尾崎村川原の調練にて湯岡橋より上流を通行止めとする、御触書留帳

安政 2年(1855) 3月

再び、妙楽寺と桂興禅寺が長田寺薬師如来のことで争う、妙楽寺文書、

文久 3年(1863) 9月 1日

酒井忠氏、妙楽寺に禁制を掲げる、妙楽寺文書

文久 3年(1863) 1 0月 2日

府中村の年貢率を定める、東野家文書

明治 3年(1870) 1 0月 2日

酒井忠禄、尾崎川原の火入繰調練を見学し、諸士に酒を振舞う、三浦義質日記・組屋文書